

障害児通所支援の在り方に関する意見等

障害のある子どもの放課後保障全国連絡会
(全国放課後連)

全国放課後連の概要

1. 設立年月日： 2004年8月7日

2. 活動目的及び主な活動内容

○目的

障害のある子どもの放課後および学校休業日における活動を発展させる 運動を進め、障害のある子どもの発達およびその家族への援助が保障されるようにすることを目的とする

○主な活動内容

- (1) 学齢期の成長発達への支援に関する研修事業
- (2) 障害児施策に関する調査及び研究事業
- (3) 障害児施策に関する関係機関への働きかけ・提言事業
- (4) 会員相互間の連携・情報の交換事業
- (5) 前号各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

3. 会員数

415 (2021年7月5日現在) ※事業所:410 個人:5

障害児通所支援の在り方に関する意見等①

1. 放課後等デイサービスの役割・機能の在り方について

○放課後活動は、学校や家庭とは異なる場所と時間で展開される**遊びと生活**、そこでの**集団**をとおして、**子どもの人格を育てる**ことをめざしている。**こうした趣旨を法律に明記する。**

・放デイの『ガイドライン』には、「基本的姿勢」として、「**友達と関わることにより、葛藤を調整する力、主張する力、折り合いをつける力が育つことを期待して支援する。**」とある(『ガイドライン』4頁参照)。

○「**補習塾的**」「**預かり中心**」**問題の核にあるのは「利潤追求型」放課後等デイサービス**である。

「利潤追求」と「活動の質低下」は結びついており、これを規制すべき。

(利潤追求と支援の質の低下については財政制度等審議会「平成30年度予算の編成等に関する建議」も指摘)

・放課後や長期休業中、宿題をする子どもへの支援は必要に応じて行われている。こうした事例と学習(補習)塾として営業している事業所を峻別する視点は「利潤追求」である。

・「利潤追求」型には機能訓練や特定療法を看板にする事業所もある。特定の訓練等も子どもの必要に応じて提供されるべきだが、**利潤の追求が優先されれば活動の質は低下する。**生活や遊びなど子どもの活動と特定の訓練で獲得する力の関係に常に留意する必要がある。

○「**保護者の就労支援**」と「**子どもの発達支援**」は**対立するものではない**。放デイの制度的条件整備をすべき。

・当会会員は、放課後デイ制度開始以前から保護者就労の子どもを排除することなく活動を工夫してきた。しかし、保護者、とりわけ母親が就労を諦めざるを得ない現実**は改善できていない**(参考資料①)。

・問題は、**子どもの最善の利益を目指して、保護者の就労を支える放課後デイの制度的条件(延長支援が可能となる職員体制など)を整備することと、母親が就労しやすい社会環境をつくることである。**

・また、自治体間格差を生む日中一時支援事業などへ移行はあってはならない。

・就労にともなう生じる保護者・家族の思いや不安に寄り添い、一緒に考えることはこの事業に欠かせない活動でもある。

障害児通所支援の在り方に関する意見等②

2. インクルージョンの推進について

○放課後児童クラブなどの運営・障害児受入条件の改善と、放デイの制度・活動の充実を

- ・障害児が利用する放課後等デイと保護者の就労を主な要件とする放課後児童クラブは制度設計が異なるので、両者を充実させ、子どもと家庭、地域の条件を勘案して選択できる制度にする必要がある。
- ・放課後児童クラブで障害児の受入れが十分ではないとの指摘があるが、その多くの要因は放課後等デイサービスが存在するからではなく、放課後児童クラブの運営自体の厳しさがある。→参考資料②
- ・放課後デイは、放課後児童クラブでは対象になっていない中高生に合った活動を展開することが可能である。
- ・障害のある子どもが放課後活動から排除されないように、放課後等デイサービスも制度や活動を充実させて、社会にいつそう認知されることが必要。

3. 障害児通所支援の支給決定の在り方について

○発達途上にある障害児の支援の必要性やその内容を短時間の面接で判断する現行システムの見直しを

- ・障害のある子どもの支援は、子ども一人一人を深く理解し、仮説を立てつつ実践することで明らかになる側面が大きい。現在用いられている5領域11項目調査の妥当性以前の問題が支給決定という入り口に存在していると考ええる。
- ・子どもへの支援をしながら、家族支援を行い、保護者等との信頼関係を築いた上で調整していくことが重要である。

4. 事業所指定の在り方について

- ・「書類が揃っていれば指定をする」というのが都道府県等指定権者の基本的立場が、不適切な事業者の参入を許している。改善を求める。
- ・総量制限だけを理由とする指定拒否は妥当ではなく、地域の実態と要求に基づいて事業所を指定すべきである。

参考資料①

* 障害のある子どもがいる母親は、そうした子どもがいない母親と比べて、就労している割合や、正規職に就いている割合がかなり低いという報告もある(「北海道・札幌市の子どもと家族の生活」2018年2月より)。

https://end-childpoverty.jp/wpcontent/uploads/2018/06/20180616dai8kaijohokoukankai_matsumoto.pdf

表 2：子どもの障がいと母親の働き方

	障がいのある子ども	
	いない	いる
正規職	19.8%	12.8%
パート / アルバイト	43.6%	40.9%
働いていない	21.6%	31.6%

発達の遅れや障がいのある子どもを抱える家族は 8.0%*でした。このような家族では、母親が正規職についている割合が低く、働いていない人の割合が高くなっています(表 2)。一方、父親の働き方には違いはありませんでした。子どものケアをしながら母親が働くことの難しさが、家族の経済状況の厳しさにつながる可能性もあります>(*高 2 を除いて集計)

参考資料②

○参考資料： 全国学童保育連絡協議会「学童保育の実態と課題 2018年版実態調査のまとめ」(2021年5月) 19-20頁より

<障害のある子どもの受け入れ数>

市町村調査 Q8 障害のある子どもの入所について

Q8-1 入所している支援の単位数[]、人数[]人

	2018年調査	2012年調査	2007年調査
支援の単位数 (2012年までは学童保育数)	10,529支援の単位	8,913か所	5,639か所
入所している児童数	29,422人	19,639人	11,335人

個別調査 Q6 障害のある子どもの入所について

Q6-1、Q6-2 障害のある子どもの入所数と加配されている職員の人数(1,838)

か所数	1,112	加配指導員の人数	1,088
児童数の合計	3,117	加配なし	297
0人	615	不明	1
不明	2	無回答	187
無回答	109		

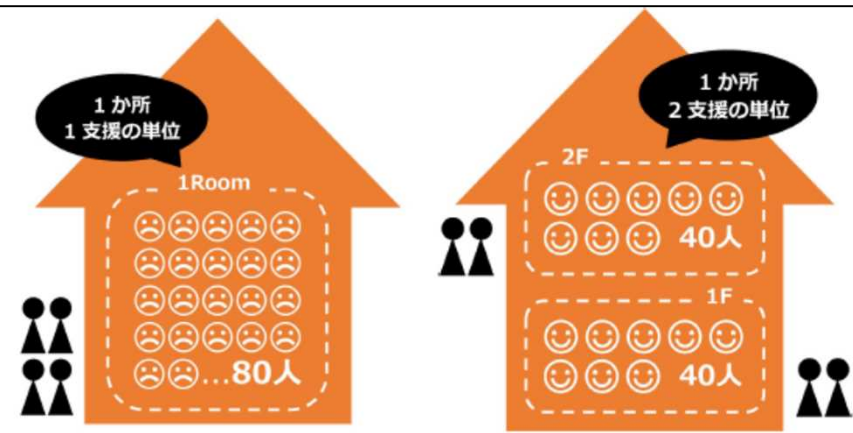
学童保育のか所数と「支援の単位」数の考え方

ひとつの施設に、80名の子どもが入所していて、4名の指導員が配置されている

⇒ 1か所、1支援の単位

ひとつの施設ではあるが、2部屋に40名ずつ子どもをわけて、2名の指導員がそれぞれ配置されている

⇒ 1か所、2支援の単位



参考資料③

放課後活動のあるべき姿について

2019年3月31日 全国放課後連政策提言委員会

- ① 障害のある子どもにとっての放課後活動の場は、学校や家庭と異なる地域における遊びと生活の場である。したがって、毎日通えることが望ましい。
- ② 放課後活動の場は、障害のある子ども個人が尊重されるとともに、集団が保障される。
- ③ 子どもを理解し、活動を創造する専門的力量をもった正規職員がいる。その専門性確立のために職員集団による不断の議論の場が保障されている。
- ④ 子ども 10 人に対して 6 人程度の職員が配置されている。
- ⑤ 子どもを理解し、ゆたかな遊びと生活を支援するための計画・準備が労働時間として保障されている。
- ⑥ 放課後活動にふさわしい遊びと生活ができる施設・設備がある。
- ⑦ これらの活動が保障される公費の支弁。